

# 丸 森 町 除 染 実 施 計 画

《第3版》

令和 7年 6月

丸 森 町

改正の履歴

年 月 日	内 容	備 考
平成 24 年 5 月 24 日	丸森町除染実施計画《第 1 版》	
平成 25 年 4 月 10 日	丸森町除染実施計画《第 2 版》	
令和 7 年 6 月 4 日	丸森町除染実施計画《第 3 版》	

目 次

---

1. 除染等の実施に関する方針	
(1) はじめに	1
(2) 除染の目標	1
(3) 計画期間	2
(4) 優先順位及び汚染の状況に応じた除染方針	2
2. 除染計画の対象となる区域	
(1) 除染対象地域	3
3. 除染等の措置等を実施する対象及び実施者	
(1) 除染の実施主体	4
4. 除染の実施	
(1) 除染方法	5
(2) 除染のスケジュール	7
5. 除去土壌等の収集、運搬、保管及び処分に関する事項	
(1) 除去土壌等の保管	8
(2) 仮置き場の管理	8
(3) 除去土壌等の処分	8
6. その他	8
資料1 航空機モニタリング結果	9
資料2 町内の空気中の放射線量測定結果	10

## 1. 除染等の実施に関する方針

### (1) はじめに

丸森町は、宮城県の最南端に位置し、地形的に福島県に突き出た形で、北に角田市、東に山元町、西に白石市、そして、福島県伊達市、相馬市、新地町と接しています。東京電力株式会社福島第一原子力発電所から、最短で45 km、町中心部まで60 km圏内と、距離的にも近い位置にあります。

本町は、「水とみどりの輝くまち」をキャッチフレーズに、キャンプ場をはじめとする観光資源や自然資源を活かし、人と自然が輝く協働のまちづくりを進めております。

この度の東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、放射性物質が本町にも広範囲に拡散し、町内の一部では、依然として毎時1.0マイクロシーベルトを超える地域もあり、町民生活における放射線被ばくによる健康被害への不安や農林業をはじめとした風評被害等経済活動に大きな影響が出ています。

この除染実施計画（法定計画）は、平成24年1月に施行された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「放射性物質汚染対処特別措置法」という。）」に基づき策定するものです。

### (2) 除染の目標

長期的な目標として、追加被ばく線量（自然放射線を除いた線量）が年間1ミリシーベルト以下になることを目指します。

また、成人より放射線の影響が大きい子どもが安心して生活できる環境を取り戻すことが重要であり、学校、保育所など子どもの生活環境を重点的に除染することによって、2年後までに生活圏の空間線量率を毎時0.23マイクロシーベルト以下にすることを目標にします。

当面は、放射性物質汚染対処特別措置法の基本方針に従い、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下になることを目指しつつ、年間1ミリシーベルトの達成が困難な地域については、平成25年8月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約50%減少（子どもの生活空間については約60%減少）した状態を実現することを目指します。

除染方法の妥当性、結果の有効性などについて、その都度評価を実施し、その評価結果を除染実施計画に反映することで柔軟かつ継続的に業務を見直し、将来的に事故発生前の放射線量の水準に近づけることを目指します。

### (3) 計画期間

計画期間は、平成23年6月から平成28年3月までとし、重点期間は平成26年3月までとします。

#### (4) 優先順位及び汚染の状況に応じた除染方針

町民の生活空間を優先して除染を行うことを基本とし、特に放射線の影響を受けやすい、子ども、妊婦の生活空間（学校等施設、保育所、公共施設等）や比較的線量が高い地区を優先して除染を行います。

また、農地等の必要な除染対策を早急を実施するとともに、農林水産省東日本大震災農業生産対策交付金を利用することにより、本町の基幹産業である稲作をはじめとする農林水産業における食の安全の確保を図るとともに、平成 24 年産米の対策として、水田へのセシウム等放射性物質吸収抑制材の散布を実施します。

除染を行う際は、空間線量率を低減させるための有効な手段と除去土壌等の発生抑制の双方を勘案しながら、効果的かつ効率的に除染することとします。

## 2. 除染計画の対象となる区域

### (1) 除染実施区域

文部科学省の航空機モニタリング結果及び町が主体となって実施した空間線量率の測定結果から、町内全体の空間線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の区域であり、全域を除染実施区域とします。

(単位： $\mu$ Sv/h)

区 域				平均空間線量率	
丸	森	地	区	0.36	
金	山	地	区	0.41	
筆	甫	地	区	0.60	
大	内	地	区	0.35	
小	斎	地	区	0.27	
館	矢	間	地	区	0.31
大	張	地	区	0.33	
耕	野	地	区	0.51	
丸森町平均				0.40	

別添資料1 航空機モニタリング結果

(平成23年9月28日現在の値に換算 環境省作成)

別添資料2 町内の空間線量率測定結果

(平成23年9月22日、26日～28日)

### 3. 除染等の措置等を実施する対象及び実施者

除染等の措置等は、本計画の対象となる町内全域において、除染実施計画の対象となる区域内の以下の除染対象ごとに、以下の実施者が実施するものとします。

除染対象	実施者
計画対象区域内のすべての小中学校・保育所・児童館・高等学校	町・県 ※1
計画対象区域内の公共施設・公園・児童遊園	町・県・国
道路（通学路・側溝等含む）	町・県・国
民有地（戸建て住宅・集合住宅・商業施設・工場）	町・所有者等 ※2
農地・牧草地・森林・河川	町・県・国・所有者 ※3

- ※1 県立学校は、県が除染等の措置等を実施します。私立小学校は、施設管理者と協議の上、町が除染等の措置等を実施します。その場合、簡易的な除染については、施設管理者のご協力をいただきます。
- ※2 町が主体となり、所有者・居住者の協力により、除染等の措置等を実施することとします。また、自治会等による除染活動に対しては、町が線量低減化地域活動支援事業により支援いたします。
- ※3 実施について、国、県、所有者と協議し定めることとし、所有者からは実施に当たりご協力をいただきます。

#### 4. 除染等の実施

##### (1) 除染の方法

除染実施区域内で除染を行う際には、除染関係ガイドライン（平成 23 年 12 月 第 1 版）及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成 23 年 12 月 22 日付環水大総発第 111222001 号。）の内容に則って除染を行います。除染対象と主な除染措置の内容は下表のとおりです。

除染にあたっては、除染実施区域の線量の高さに応じて適切な除染を実施します。その際、除染が必要かつ合理的な範囲となるよう、当該敷地内の詳細な放射線マップを作製したうえで線量の高いところを中心に適切なメニューを選択して実施することとします。また、実施前に空間線量率を測定し、その結果が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満となった施設でも、側溝や雨樋下等局所的に毎時 0.23 マイクロシーベルトを上回っている箇所については、除染を実施することとします。

除染対象		内 容	
子 供 の 空 間	小中学校・保育所・児童館・高等学校・公園・児童遊園・その他子供が長時間生活する公共施設(キャンプ場・山村広場・その他同等の施設)	建屋の洗浄	・屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄 ・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等
		アスファルト等の除染	・ブラシ洗浄、高圧洗浄 ・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
		表土除去及び客土 表土除去及び現場保管 土地表面の被覆※1	・庭等における表土等の除去 ・客土、圧密による原状回復 ・庭等における表土等の上下層の入替え、除去等 ・現場保管の際の残土による原状回復 ・汚染されていない土等による被覆
		草木除去	・枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ・落葉の除去、除草
生 活 圏	上記以外の公共施設・商業施設・工場・集合住宅（比較的線量の高い地域においては学校等に同じ）	建屋の洗浄	・屋上・壁面の清掃、拭取り ・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等
		アスファルト等の除染	・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
		草木除去	・枝葉の剪定 ・落葉の除去、除草
活 圏	戸建て住宅	家屋の除染	屋根等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄※2 ・壁面等の清掃、拭取り ・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等
		コンクリート等の除染	・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
		表土除去及び客土	・庭等における表土等の除去 ・客土、圧密による原状回復 ※2
		草木除去	・枝葉の剪定

生活圏			・落葉の除去、除草
	道路	路面洗浄等	・散水車及び清掃車によるブラッシング ・手作業によるブラシ洗浄、 <u>高圧洗浄※2</u> ・歩道洗浄、除草
		側溝の清掃	・泥等の掻き出し、除草 ・ブラシ洗浄、 <u>高圧洗浄※2</u>
		法面の除草	・除草
	生活圏隣接の森林	枝打ち・落葉除去等	・枝葉の剪定、枝打ち ・落葉の除去、除草
農地	農地(以下にあげるものを除く)	反転耕・深耕	・深耕プラウ等による鋤込み ・土面の踏圧、砕土、均平化
		農地への措置	・肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布
		除草等	・畦畔・農道の除草 ・水路の清掃、汚泥の除去
	農地(永年性作物)	樹皮の洗浄及び剪定・剪枝	・樹皮の洗浄 ・枝葉の剪定、摘採後の深刈り、中刈り、台刈り、古い枝葉の除去
		除草等	・除草 ・水路の清掃、汚泥の除去
	牧草地	牧草地	<u>表土除去及び客土</u>
反転耕・深耕			・深耕プラウ等による鋤込み ・土面の踏圧、砕土、均平化
牧草地への措置			・肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布、除去した永年性牧草の播種
除草等			・畦畔・農道の除草 ・水路の清掃、汚泥の除去
上記以外の森林・河川			・今後示される国等の除染指針による

※1 「表土等の除去及び客土」「表土等の除去及び現場保管」「土地表面の被覆」はいずれかを選択します。

※2 除染方法については、比較的線量の高い区域の場合のみ実施できる除染措置

(2) 除染スケジュール

下記のスケジュールで除染に取り組みます。個々の施設の除染は、詳細な事業計画を作成し、作業期間を決めた上で除染を行います。

除染対象	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
小中学校・保育所・児童館・高等学校・公園・児童遊園・その他子供が長時間生活する公共施設(キャンプ場・山村広場・その他同等の施設)	●	→	→		
上記以外の公共施設・商業施設・工場・集合住宅(不特定多数の方が利用する施設)	●	→	→		
戸建て住宅		●	→	→	→
		子供及び妊婦のいる住宅を優先 放射線量が高い地区を優先			
道路		●	→	→	→
		学校・保育所周辺の除染を実施			
生活圏隣接の森林		●	→	→	→
		子供の生活環境に付随するものを優先			
農地・牧草地	●	→	→	→	→
上記以外の森林・河川			●	-----	-----
			今後示される国等の除染指針による		

## 5. 除去土壌等の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

### (1) 除去土壌等の保管

除染に伴って生ずる土壌等については、地区単位あるいは集落単位ごとに収集し、各々設置した仮置場に運搬・保管します。仮置場が確保されるまでは、除染した現場内での一時保管を原則とします。

### (2) 仮置場の管理等

仮置場は、除去土壌の保管に関するガイドライン(平成 25 年 5 月第 2 版(平成 30 年 3 月追補))に基づき適切な施設の設置、安全管理を行います。

- ① 放射性物質の飛散・流出・地下浸透の防止のため、遮水シートを敷設します。
- ② 除去土壌は容器(フレキシブルコンテナ等)に梱包し運搬・保管します。
- ③ 放射線の遮断のため、盛土を施工します。
- ④ 定期的に空間線量率のモニタリングを実施します。

### (3) 除去土壌等の処分

除去土壌は、処分基準及び「福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドライン」に沿って処分します。

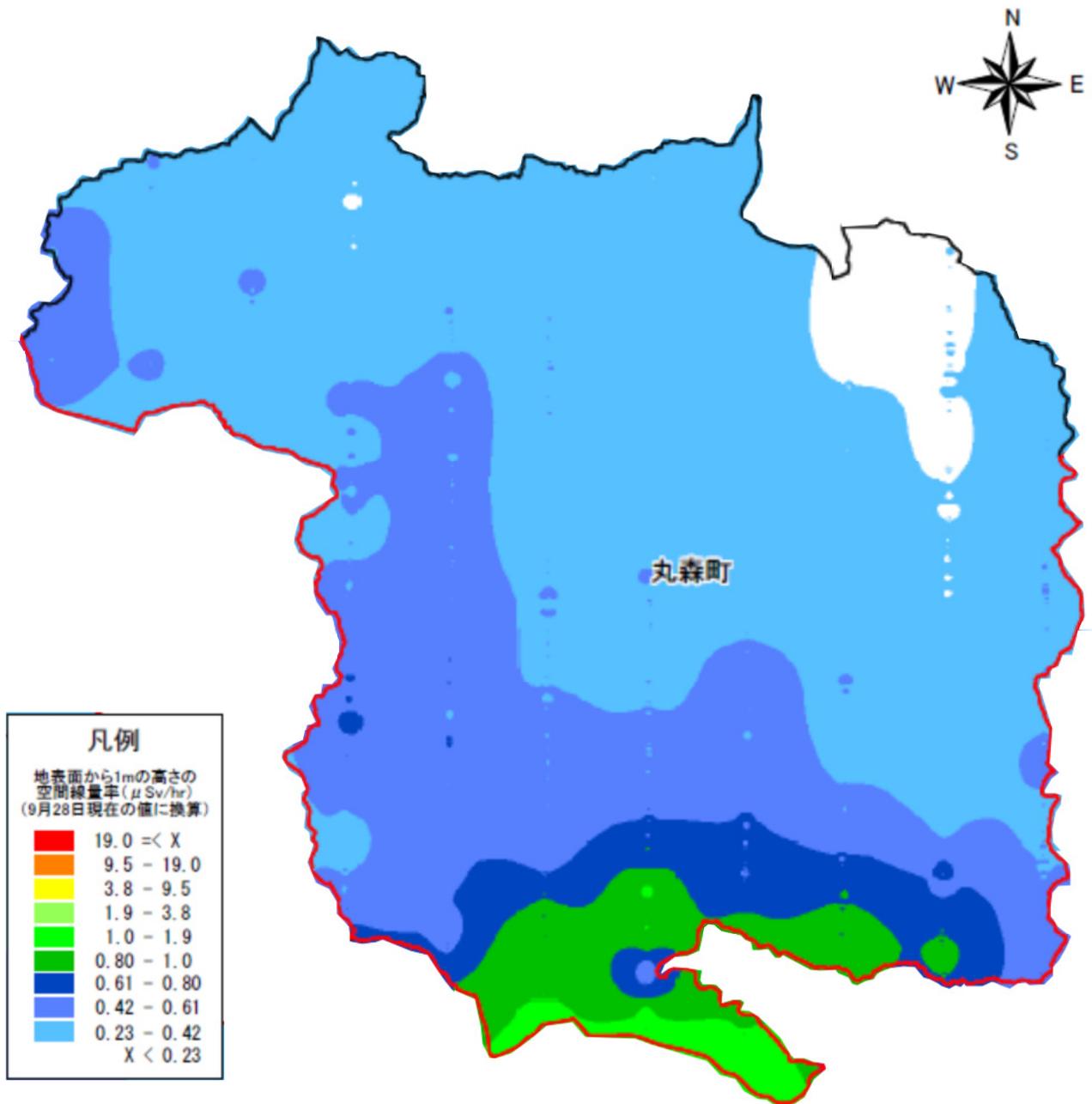
また、除染廃棄物は、関係法令及び関係ガイドラインに基づき処分します。

## 6. その他

本除染実施計画は、除染関係ガイドライン(平成 25 年 5 月第 2 版(平成 30 年 3 月追補))や福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドラインの見直しなどに合わせて適宜改正を行います。

また、本計画により除染を行った地域及び施設については、除染後も継続的にモニタリングを実施し、広報紙やホームページで随時公表していきます。

資料1 航空機モニタリング結果 (23.9.28 換算数値、環境省作成)



資料2 町内の空間線量率測定結果

測定機器：シンチレーション式サーベイメータ（エネルギー補償型）

測定の高さ：保育所、児童館、小学校は地面から0.5m その他の場所は1.0m

① 町内保育所・小学校・中学校等の空間線量率測定結果（9.22測定数値）

（単位：μSv/h）

No.	地区名	測定場所	測定値	No.	地区名	測定場所	測定値
1	丸森	丸森保育所	0.35	12	大内	大内中学校	0.38
2	丸森	丸森小学校	0.32	13	小斎	小斎小学校	0.34
3	丸森	羽出庭分校	0.45	14	館矢間	館矢間保育所	0.36
4	丸森	丸館中学校	0.46	15	館矢間	館矢間小学校	0.35
5	金山	金山保育所	0.50	16	大張	大張児童館	0.57
6	金山	金山小学校	0.52	17	大張	大張小学校	0.34
7	金山	丸森東中学校	0.50	18	耕野	耕野児童館	0.57
8	筆甫	筆甫保育所	0.34	19	耕野	耕野小学校	0.35
9	筆甫	筆甫小学校	0.22	20	耕野	丸森西中学校	0.66
10	大内	大内保育所	0.41	21	丸森	啓明小学校	0.43
11	大内	大内小学校	0.42				

※筆甫・耕野地区の小学校及び保育所・児童館校庭・園庭は、7月までに除染実施済み

② 町内の空間線量率測定結果（9.26～28測定）

（単位：μSv/h）

No.	地区名	測定場所	測定値	No.	地区名	測定場所	測定値
1	丸森1	神明住宅集会所	0.31	16	丸森16	羽入集会所	0.23
2	丸森2	敷文	0.37	17	丸森17	新町集会所	0.30
3	丸森3	第7区区民会館	0.33	18	丸森18	小塚	0.37
4	丸森4	金ヶ作	0.34	19	丸森19	船越	0.35
5	丸森5	川田島部落集会所	0.40	20	丸森20	丸森町役場	0.25
6	丸森6	段田原峠	0.38	21	丸森21	町民グラウンド	0.25
7	丸森7	廻倉会館	0.35	22	丸森22	欠入コミュニティセンター	0.60
8	丸森8	大巻南	0.45	23	金山1	台町片山集会所	0.36
9	丸森9	峠（公園前）	0.39	24	金山2	瑞雲寺前	0.25
10	丸森10	四重麦	0.44	25	金山3	一区集会所	0.33
11	丸森11	石倉	0.36	26	筆甫1	犬飼（子安観音）	0.49
12	丸森12	あぶくま荘	0.32	27	筆甫2	北山生活センター前	0.50
13	丸森13	キャンプ場	0.34	28	筆甫3	離森	0.38
14	丸森14	薄平	0.25	29	筆甫4	古田	0.52
15	丸森15	東向集会所	0.30	30	筆甫5	鷺ノ平集会所	0.36

(単位：μSv/h)

No.	地区名	測定場所	測定値	No.	地区名	測定場所	測定値
31	筆甫 6	浄水場	0.44	58	大内 19	西向集会所	0.23
32	筆甫 7	樋口	0.54	59	大内 20	黒佐野浄水場	0.33
33	筆甫 8	東山砂川集会所	0.85	60	大内 21	青葉コミュニティセンター	0.42
34	筆甫 9	町営牧場	0.79	61	小斎 1	北新集会所	0.30
35	筆甫 10	川平一 (ダム)	0.84	62	小斎 2	中原集会所	0.27
36	筆甫 11	平場 (副霊山境)	1.04	63	小斎 3	清水上集会所	0.18
37	筆甫 12	川平交流センター	1.33	64	小斎 4	迫集会所	0.27
38	筆甫 13	下南山 (落合橋)	0.46	65	館矢間 1	大館松崎公園	0.39
39	筆甫 14	平場	0.50	66	館矢間 2	北丸森駅	0.24
40	大内 1	田林集会所	0.28	67	館矢間 3	山田小坂	0.33
41	大内 2	伊手コミュニティセンター	0.20	68	館矢間 4	山田南	0.26
42	大内 3	北伊手集会所	0.21	69	館矢間 5	堆肥センター	0.30
43	大内 4	南伊手	0.28	70	館矢間 6	一区集会所	0.24
44	大内 5	下水処理場	0.18	71	館矢間 7	南木沼生活センター	0.31
45	大内 6	竹ノ内	0.39	72	大張 1	小沼	0.29
46	大内 7	山村広場	0.43	73	大張 2	下柳沢集会所	0.24
47	大内 8	鬼ヶ柵集会所	0.23	74	大張 3	沢尻	0.24
48	大内 9	空久保	0.31	75	大張 4	西風沢	0.37
49	大内 10	奈良又	0.46	76	大張 5	柳沢集会所	0.24
50	大内 11	南平集会所	0.35	77	大張 6	六区集会所	0.31
51	大内 12	佐野生活センター	0.26	78	耕野 1	金山生活センター	0.42
52	大内 13	東福田	0.39	79	耕野 2	一ツ森西	0.59
53	大内 14	黒佐野	0.52	80	耕野 3	大和沢集会所	0.47
54	大内 15	鳥ノ子	0.48	81	耕野 4	茗茄沢集会所	0.53
55	大内 16	横森	0.42	82	耕野 5	ふるさと交流センター	0.43
56	大内 17	旗巻古戦場	0.42	83	耕野 6	芦沢集会所	0.61
57	大内 18	斎川温泉	0.40				

資料2 町内の空間線量率測定結果

